

お気軽にご相談を

10月15日(月)～21日(日)は
行政相談週間



毎日の暮らしのなかで、国の役所や公社、公庫、公団といった特殊法人の仕事について、「苦情や要望をどこに申し出たらよいかわからない」、「苦情を言いたいけど直接は申し出にくい」、こんなときは、行政相談委員にご相談ください。

相談は、定例相談所で受け付けています。また、相談は無料で、秘密は厳守致します。

なお、行政相談は、滋賀行政評価事務所でも受け付けています。

行政苦情110番

☎0570-090110

市内の行政相談委員

まつにし ひろし たばた けいのすけ
松西 博(水口町) 田畑 啓之助(土山町)
こにし ふみえ(信楽町) みかづき よしのぶ
小西 ふみえ(信楽町) 三ヶ月 義信(甲賀町)

相談日・開催場所

- 水口町 毎月第1月曜日・水口社会福祉センター
- 土山町 毎月5日(土日祝日の時は翌日)・土山開発センター
- 甲賀町 毎月第2木曜日・かふか生涯学習館
- 信楽町 毎月第3水曜日・信楽開発センター
- 甲南町 毎月第3金曜日・甲南庁舎2階団体室

月によって開催しない地域があります。
開催時間はいずれも13:30～16:00です。

問い合わせ 生活環境課 生活交通担当
☎65-0685 FAX63-4582

安全で安心な飲み水は 水源の保全から

水道水の水源は河川や地下水に頼っています。市や県の浄水場では、市民の皆様が安心して水道水を使っていたらけるよう浄水処理に日夜努力しています。将来にわたり安全で安心な水道水を各ご家庭にお届けするには、何よりも水源が良好な状態で保たれていることが必要不可欠な要件です。

日頃から、市民の皆さん一人ひとりが河川への「ミ」投棄や古い油などを流さないように心がけ、水を汚さないという気持ちを持ち、身近な自然を守っていくことが大切です。油など川の中に浮いていたり、変な臭い等に気づかれたら下記まで連絡をお願いします。なお、県企業庁や市では年間を通して団体での施設見学を受け付けています。また、水質などの状況を詳しく知りたい方は、県や市のホームページでご確認ください。

問い合わせ

上水道工務課 ☎86-8017 FAX86-8032
県企業庁甲賀水道事務所 ☎62-9445 FAX63-0266

雇用保険法が変わります

1 雇用保険の受給資格要件が変わります。

(平成19年10月1日以降に退職された方が対象です)

- 週所定労働時間による被保険者区分(一般・短時間)がなくなります。
 - 雇用保険の基本手当を受給するためには、原則退職の日前2年間に12月(月11日以上)の勤務の被保険者期間が必要となります。(現在は一般被保険者が6か月、短時間被保険者が12か月)
- ※倒産・雇用等により退職された方は、6月(月11以上の勤務)が必要です。なお、退職日より取り扱いが変わりますので、ご注意ください。

2 育児休業給付率が50%に上がります。

(平成19年3月31日以降に職場復帰され、10月1日以降に職場復帰給付金の申請をする方が対象です。)

3 教育訓練給付の要件・内容が変わります。

(平成19年10月1日以降に受講開始された方が対象です。)

- 被保険者期間が5年以上ある方も被保険者期間が3年以上5年未満の方と同じ給付額が、20%(上限10万円)に統一されます。(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能となります。)

問い合わせ

ハローワーク甲賀(甲賀公共職業安定所)☎62-0651